

寒川町告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 指定公金事務取扱者

名 称 株式会社 NTT データ

所在地 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

町民税・県民税・森林環境税（普通徴収）

固定資産税・都市計画税

軽自動車税

国民健康保険料（普通徴収）

後期高齢者医療保険料（普通徴収）

介護保険料（普通徴収）

保育料

3 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで